

●香川県広域水道企業団告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、香川県広域水道企業団会計規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）第28条第3項の規定により告示する。

令和元年5月21日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

収入の種類	指定代理納付者の名称	指定代理納付者の所在地	指定代理納付者が取り扱うカードの名称	指定の期間
高松事務所に係る水道の使用に係る料金及び高松市から企業団が収納を受託した下水道使用料等	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	ビザ、マスターカード、ジェーシービー、アメリカンエクスプレス及びダイナースクラブ	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
丸亀事務所に係る水道の使用に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等	株式会社西日本ジェーシービーカード	高松市塩屋町8番地1号	ジェーシービー、アメリカンエクスプレス及びダイナースクラブインターナショナル	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	株式会社百十四ディーシーカード	高松市田町11番地5	ビザ及びマスターカード	
宇多津事務所に係る水道の使用に係る料金及び宇多津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	ビザ、マスターカード、ジェーシービー、アメリカンエクスプレス及びダイナースクラブ	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで